

魚沼地区障害福祉組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例

平成26年12月25日
条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、議会の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は別表のとおりとし、その支給の時期は会議の終了の都度とする。

(費用弁償)

第3条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費及び日当を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費及び日当の額は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に魚沼地区障害福祉組合特別職の職員の給与に関する条例(昭和37年魚沼地区精神薄弱児収容施設組合条例第4号)によって議会の議長、副議長及び議員に対して行った手続その他の行為は、この条例によって行ったものとみなす。

別表

区 分	報 酬 額	費用弁償額	
		旅 費	日 当
議長	日額 2,000円	魚沼市議会議員相当旅費額	2,000円
副議長	日額 2,000円	魚沼市議会議員相当旅費額	2,000円
議員	日額 2,000円	魚沼市議会議員相当旅費額	2,000円